

イギリス：The Lighthouse

視察日：9月19日 9：00～12：00

住 所：7-8 Greenland palace London NW1 OAP

視察担当者：齋藤梓、林貴子（ぎふ）

1. はじめに

本レポートは、イギリス・ロンドンに設置された児童性的虐待／性暴力被害者支援の先進拠点「ライトハウス (The Lighthouse)」への視察で得られた知見を整理し、日本の関係機関および専門家への情報提供を行うと共に、国内における被害児支援体制の構築に向けた示唆を得ることを目的とする。

ライトハウスは、性暴力を受けた子どもが必要とするすべての支援を一つの場所で提供する、イングランド初の「Barnahus (バルナフス) モデル」導入施設である。このアプローチは、被害を受けた子どもの負担を最小限に抑え、心身の回復と司法アクセスを両立させることを目指している。

本稿では、まずライトハウスの根幹をなす理念と設立背景を明らかにし、続いてその理念を実践に移すための具体的な組織運営、多職種連携の仕組み、そして子ども中心のアプローチを具現化する施設環境について詳述する。さらに、司法プロセスとの連携や成果評価といった側面にも光を当て、最後にこれらの分析を踏まえて日本への示唆を考察する。

2. ライトハウスの理念と設立背景

ライトハウスの取り組みを理解するためには、その活動の土台となっている理念と設立経緯を把握することが不可欠である。この理念の理解が、施設の具体的な機能や取り組みを評価する上での基盤となる。

2.1. Barnahus (バルナフス) モデルの核心：子どもの負担を最小化するワンストップ支援

ライトハウスが採用する Barnahus モデルは、アイスランド語で「子どもの家」を意味し、その核心は子ども中心のワンストップ支援にある。このモデルの最も革新的な点は、性暴力を経験した子どもが必要とする医療、福祉、心理ケア、警察による聞き取り（司法面接）、司法手続き支援といったすべてのサービスを一つの場所に集約する点にある。

従来のアプローチでは、子どもは警察署、病院、裁判所など複数の機関を訪れ、その都度、辛い体験を繰り返し語るなければならなかった。Barnahus モデルでは、**専門家が子どものいる場所へ赴く**という発想の転換により、この問題を解決する。子どもは安全で快適な一つの施設に留まり、必要な専門家がそこへ集うことで、場所の移動や説明の繰り返しによる心理的負担（再トラウマ化）を軽減する。

このアプローチは、子どもの早期の心身の回復を最優先にすると同時に、司法プロセスへ

のアクセスを確実にするという二重の目的を達成しようとするものである。トラウマを最小化し、子どもが安心して自身の経験を語ることができる環境を整えることこそが、質の高い証拠の確保にも繋がり、結果として司法の正義を実現する助けとなる。

2.2. 設立経緯と運営体制の変遷

2018年に児童性的虐待に関するレビューが公表され、その提言を受け、3年間、試験的にライトハウスのプロジェクトが開始された。当初の資金は、内務省 (Home Office)、保健サービス、ロンドン市長、そしてチャリティ団体など、複数の資金源から提供された。

このパイロット期間では、ソーシャルケア、心理学、警察、医療といった多様な専門性を持つ組織が協力し、一つのチームとして活動した。パイロット期間終了後に行われた評価を経て、運営体制に極めて重要な変更が加えられた。それは、複数の組織の集合体から、**大学病院 (University College London Hospital) が主導する単一の運営事業体へと移行した**ことである。

この移行は、単なる組織改編ではなく、モデルの成否を分けた重要な戦略的決断であった。それは、真の多職種連携は、統一された指揮命令系統、適切な雇用と公的に保証された緊密な連携、そして単一の説明責任なくしては運営上不可能であるという、ガバナンスにおける核心的な教訓を示すものである。この変更により、以下の効果をもたらされた。

- **ガバナンスの統一**：意思決定プロセスが一本化され、迅速かつ効率的な運営が可能になった。
- **雇用と連携**：すべてのスタッフは大学病院に雇用され、各機関と緊密な連携を取ることができる。
- **シームレスなサービス提供**：組織間の壁がなくなり、より円滑で継ぎ目のない多職種連携が実現した。

2.3. 対象地域とサービス規模

ライトハウスが現在カバーしているサービス提供の範囲は以下の通りである。

- **対象地域**：ロンドン北中部 (North Central London) の5つの区域
- **対象人口**：約 190 万人
- **直接支援対象**：年間 460 人の子どもたち (200 人から 250 人の新規相談)。
- **間接支援対象**：地域内のソーシャルワーカーや医療専門家、及び警察官への教育・連携を通じて、年間 **400 人～500 人** の子どもに影響を与えている。
- **経費**：年間 170 万ポンド、ロンドンのヘルスサービス及び PCC から資金提供を受けている。

3. 運営体制と多職種連携の実践

ライトハウスの理念を具現化するためには、それを支える強固な組織的仕組みと、多職種連携を円滑に進めるための日々の工夫が不可欠である。本セクションでは、同施設の組織構造、情報管理、そして職員のウェルビーイングを重視する文化について解説する。

3.1. 組織構造とリーダーシップ

ライトハウスは、以下の4つの主要チームで構成されている。

- ケースマネジメントチーム
- 児童・思春期精神保健チーム (CAMHS-Child and Adolescent Mental Health Services)
- ヘルスチーム
- 事務・運営チーム

さらに主要チームをまとめるマネジメントチームがある。ストラテジーマネージャー、クリニカルリード、オペレーショナルマネージャーの3者が、上下関係なくそれぞれの専門性に基づき共同でリーダーシップを担っている。このフラットな構造は、異なる専門分野への相互リスペクトを組織文化として根付かせ、部門間の垣根を越えた協働を促進する上で極めて重要な役割を果たしている。また、ライトハウスの役員は病院の上級幹部でもあり、病院とも定期的にコミュニケーションを取っている。

3.2. 情報管理と継続的改善の仕組み

実効性のある多職種連携の生命線は、円滑な情報共有にある。ライトハウスでは、すべての情報を管理する単一のデータベースを導入している。これにより、チーム内の誰もが必要な情報にアクセスできるだけでなく、警察や裁判所といった外部機関からの要請に対しても、迅速かつ正確に情報を提供することが可能となっている。

また、組織として常に進化し続けるための仕組みも組み込まれている。例えば、家族への通訳の提供方法について議論し改善策を検討する月次会議のように、サービス品質向上のための定期的な内部会議が開催されている。これは、一度作った仕組みに安住するのではなく、日々の実践から学び、継続的に改善していこうとする組織の姿勢の表れである。

3.3. 職員のウェルビーイング

児童性的虐待という極めて困難で精神的負荷の高い業務に従事する職員のウェルビーイングは、組織の持続可能性にとって死活問題である。ライトハウスでは、この点を深く認識し、職員の心身の健康を支えるための取り組みを重視している。

チームメンバーの誕生日を祝う、時には気分を変えて外部の場所でミーティングを行うといった、一見些細に見える活動が、実は大きな効果を生んでいる。こうした取り組みを通じて、職員は互いの専門性への理解とリスペクトを深め、困難な状況でも支え合える強固なチームワークを醸成している。

4. 子ども中心のアプローチを具現化する施設環境

ライトハウスを訪れて最も印象的だったのは、その物理的な環境そのものが「子ども中心」という理念を体現するための重要なツールとして設計されている点である。建物や部屋の設計思想が、子どもの心理的な安全と回復に直接的な影響を与えるという強い信念が、施設の隅々にまで貫かれている。

4.1. 設計思想：安全、快適、そして「目立たない」こと

施設の設計における基本思想は、以下の3つのキーワードに要約できる。

1. **子ども参加**：施設の設計段階で子どもや家族の意見が積極的に取り入れられた。各部屋の名称を子どもたちが決めたり、家具を選定したりと、当事者の声が反映されている。
2. **快適な空間**：施設内は、病院や警察署、裁判所といった権威的な場所を想起させないよう、自然光がふんだんに入る明るくリラックスできる内装で統一されている。例えば、衛生管理に手間はかかるが、子どもたちの「学校のようなプラスチックの椅子は嫌だ」という意見を尊重し、温かみのある布張りの椅子を選んだというエピソードは、その価値観の徹底を象徴している。
3. **立地の配慮**：公共交通機関でのアクセスが良い中心部にありながら、大きな看板のない細い路地に位置している。これは、施設を利用すること自体がスティグマにならないよう、利用者のプライバシーを最大限に尊重するための配慮である。この「目立たなさ」は、利用者の60%を占める「グローバルマジョリティ」（非白人系）の背景を持つ子どもたちにとって特に重要である。彼らは、警察や病院といった公的機関に対して歴史的な不信感からアクセスへの障壁を感じるが多いため、権威的でなく、人目を気にせず利用できる環境が、支援へのアクセスを保証する。

4.2. 各部屋の機能と子どもへの配慮

視察で確認できた各部屋の機能と、隅々まで考えられた子どもへの配慮を以下に記す。

- **受付・待合室**：明るく開放的な空間。家族も利用できる待合室の壁には、先に来た子どもが次に来る子どもへ向けて「大丈夫だよ」「あなたは一人じゃない」といったポジティブなメッセージを残せるホワイトボードが設置されており、子ども同士の連帯感を育む工夫がされている。（子どもたちのメッセージが書かれているため、撮影不可だったが、シンプルで遊び道具もさまざま、素敵な部屋だった）
- **センサリールーム（感覚調整室）**：インタビューや診察の前に、強い緊張やストレスを感じている子どもが気持ちを落ち着かせるための部屋。様々な質感のクッションや落ち着いた照明など、五感を穏やかに刺激するツールが用意されている。
- **トーキングルーム（面談室）**：警察官や臨床心理士による聞き取り（司法面接）が行われる部屋。裁判官からの質問も遠隔のビデオリンクを通してこの部屋で行われる。子どもに威圧感を与えないよう配慮された内装で、天井には録画用のカメラが目立たないように設置されている。
- **医療診察室**：診察プロセスにおける子どもの不安を徹底的に取り除く工夫がされている。診察内容を写真や人形、おもちゃの医療器具を用いて事前に分かりやすく説明し、各ステップで本人の同意を丁寧に確認するプロセスが徹底されている。診察自体も、子どもの身体的苦痛を伴わない非侵襲的な方法（コルポスコプを用いた外部からの観察）が基本となっている。主に系統的全身診察等に使用しており、証拠採取はDNA除去等の管理がなされたSARC等に委ねている。

物理的な環境に続き、最も困難な課題の一つである司法プロセスにおいて、いかに子どもの権利を守ろうとしているかを次のセクションで詳述する。

5. 司法プロセスとの連携と被害児の権利擁護

性的虐待の被害を受けた子どもにとって、司法プロセスそのものが、元の被害よりも大きな精神的苦痛となりうる——これは、被害者支援における厳しい現実である。ライトハウスの極めて重要な役割の一つは、このプロセスにおける子どものトラウマを最小化し、その権利を擁護することにある。

5.1. 司法手続きにおけるトラウマを最小化する手法

ライトハウスは、子どもを法廷という威圧的な環境から守るため、具体的な手法を確立している。

- **遠隔での証言**：子どもは、裁判所に出向くことなく、慣れ親しんだライトハウス内の部屋からビデオリンクを通じて裁判に参加し、証言を行うことができる。これにより、加害者やその家族と顔を合わせる恐怖、裁判所という権威的な場所への不安から子どもを守る。
- **証言の事前収録 (反対尋問を含む)**：イングランドの司法手続きは長期化することが多く、事件発生から裁判まで数年を要することも珍しくない。その対策として、事件から間もない記憶が鮮明なうちに、証言と相手方弁護士からの反対尋問、裁判官からの質問をまとめてビデオに収録しておく制度が活用されている。これにより、子どもは数年後に辛い記憶を呼び覚ます負担から解放され、かつ、証拠の質も高めることができる。
- **裁判前の心理療法**：子どもの心理療法へのアクセスを妨げてはならないというガイドラインがある。それは相手方弁護士も検察も警察も理解している。Blue star project および Crown Prosecution Service guidelines (検察が提示しているガイドライン) では、のレビューに従って、リスクの高いセラピー以外は、トラウマ焦点化心理療法を含むいかなる心理療法にもアクセスが可能。担当した心理職が証人尋問に呼ばれることはある。

これらの手法は、決して容易に導入されたものではない。当初は抵抗を示す司法関係者も多く、「裁判所に来なさいと言われることもよくあった」という。これらの権利を勝ち取るためには、制度の必要性を説き続ける粘り強いアドボカシーと、司法関係者との戦略的な関係構築が不可欠であった。

5.2. アドボカシーと「ジャスティス」の再定義

Barnahus モデルは人権を基盤としたアプローチを取っている。ライトハウスにおけるアドボカシーの役割は、単なる手続きの補助に留まらない。「子ども・家族プラクティショナー (Child ISVA)」と呼ばれる専門家が、ライトハウスにおける**最初から最後まで**の全行程で**子どもの伴走者**となる。この専門家が、“Investigation” (捜査) や “Bail Condition” (保釈条件) といった複雑な司法用語や手続きを子どもに分かりやすく説明し、プロセス全体を通して寄

り添う。

さらに、イングランドにおける性的虐待事件の有罪判決率が3%と極めて低い現実を踏まえ、ライトハウスは子どもと共に「ジャスティス（正義）」の意味を再定義する支援を行っている。有罪判決という結果が得られなかったとしても、子どもが自分の体験を「家族に信じてもらうこと」「仲間（ピア）に信じてもらうこと」、安心して「セラピーを受けること」、そして「家族が支援を受けること」などもまた、自分にとっての「ジャスティス」の一環なのだ捉えられるようサポートする。これは、司法の結果に人生を左右されるのではなく、子ども自身が主体的に回復の物語を紡いでいくための、極めて重要な支援である。

6. 評価とインパクト

ライトハウスのような先進的な取り組みの価値を社会的に証明し、継続的な資金提供を確保するためには、客観的なデータに基づく評価が不可欠である。ライトハウスは、そのインパクトを多角的に測定・発信することに力を入れている。

6.1. 成果測定の枠組み

ライトハウスはその成果を測定するために、主に以下の3つの評価軸を用いている。

- **アウトプット評価**：サービスを提供した子どもの数や、提供した支援の種類、一人の子どものケアにかかる時間といった活動量に関するデータ。
- **アウトカム評価**：サービスを受けたことによって子どもにどのような良い変化をもたらされたかを測定する。例えば、メンタルヘルスの状態が改善したか、自己肯定感が向上したかといった具体的な影響を評価する。
- **フィードバック評価**：支援の受け手である子どもや家族自身から直接、サービスの質や満足度に関する声を集める。
- **刑事司法への影響**：2021年の評価時には、被疑者の逮捕の増加やCPSへの事件提出割合の増加など、捜査活動への肯定的な影響があった。

これらのデータを組み合わせることで、活動の量だけでなく、その「質」と「影響力」を総合的に評価している。

6.2. 経済的評価：証明された投資対効果

本視察で得られた知見の中で、最もインパクトのあるデータの 하나가経済的評価の結果である。

専門機関による分析の結果、「ライトハウスへの1ポンドの投資が、将来発生したであろう社会的コスト（長期的な医療費、失業、犯罪など）を3ポンド節約する効果がある」と算出された。

このデータは、児童虐待被害者支援が単なる福祉的な支出ではなく、社会全体にとって極めて合理的な「未来への投資」であることを明確に示している。この投資対効果の証明は、政策立案者や資金提供者に対して、感情論ではない、客観的根拠に基づいた極めて強力な説

得力を持つ。

7. 日本の被害者支援に活かすべきポイント、提言

ライトハウスの視察は、日本の児童性的虐待被害者支援体制が向かうべき方向性について、数多くの貴重な示唆を与えてくれた。

提言 1：システム全体を変革する「かく乱者」であること

アイスランドの先駆者が「Barnahus はシステムをかく乱する (system disruptor)」と語った。Barnahus モデルの目的は、単に便利な支援施設を一つ作ることではない。大人の都合で分断された司法、医療、福祉という既存システムを意図的に「かく乱」し、子どもの権利とニーズを中心に再編成を行うことにある。日本が目指すべきは、既存の枠組みの改善ではなく、子ども中心の思想に基づくシステム全体の変革である。

提言 2：ガバナンスを伴うワンストップ支援への転換

日本でもワンストップ支援の理念は広まりつつあるが、ライトハウスの実践は、その実効性を担保する鍵が単一の運営主体による強力なガバナンスと共有データベースによる徹底した情報連携にあることを示す。複数の組織が単に同じ場所に集まる連携ではなく、一つの事業体として共通の価値観と目標の下に運営されることで初めて、シームレスで子ども中心の支援が実現する。

提言 3：司法プロセス全体に踏み込む連携モデルの構築

司法面接の導入は大きな一歩だが、支援はそこで終わらない。ライトハウスが実践する、反対尋問権も確保された証言の事前収録や遠隔証言といった、司法プロセス全体に踏み込んだ連携モデルの構築は、日本が目指すべき喫緊の課題である。これを実現するためには、司法制度の中に子どもの権利擁護の視点を組み込んでいく戦略的な働きかけが不可欠となる。

提言 4：司法プロセスにおける子どもの心理的ケアの保障

現在、日本では、司法プロセスの中での心理支援に関する明確なガイドラインが存在しない。イギリスでは、子どもが心理的ケアにアクセスする権利を保障する、子どもの健康と回復の権利を保証するという視点はもちろんのこと、先行研究の学術的レビューを行い、どの時点でどのような心理的支援を行い得るか、適切な司法プロセスとの両立が検討された上で、ガイドラインが作成されている。日本においても、こうしたレビューに基づくガイドラインの作成が必要である。

提言 5：支援の「経済的価値」の可視化という戦略

被害者支援の重要性は倫理的に論を俟たないが、財源確保は常に課題となる。ライトハウスが「1ポンドの投資が3ポンドの社会的リターンを生む」ことを証明したように、日本でも同様の取り組みを推進する上で、その経済的価値をデータで可視化していく視点が戦略的に重要となる。これは、支援活動が単なる社会的支出ではなく、将来のコストを削減する不可欠な「社会投資」であることを証明し、持続可能な支援体制を構築するための強力な論拠となるだろう。

提言6：子ども中心の施設

ライトハウスの特筆すべき点は、子どもの目線にたった施設設計という点である。日本の子ども病院にも、子どもが遊ぶだけの部屋がある。子どもにとっての病室は、痛い検査や治療にいつ呼ばれるかもわからない場所なのだが、その部屋だけは、検査や治療に呼ばれることが絶対になく、「遊ぶ」だけの部屋で、子どもにとっては入院患者という受け身の存在から唯一離れることのできる場所となっている。性暴力を受けた子どもたちも、調べられたり、ケアを受けたりする際に、子どもが自由にふるまうことのできるスペースや配慮が必要なのではないかと感じた。

8. 所感

子どもが性暴力を受けていることを発見された場合に、子どもへの医療的ケア、心理的ケア、そして司法的な対処などが重要であることは日本でも同じなのだが、それぞれへの対応のため、子どもは詳しい説明を受けることなく、次々と連れられ、求められることに応じていかなければいけない。ライトハウスでは、子どもを中心として、子どもの人権が尊重された環境が整えられていた。無機質な大人の空間ではなく、必要な検査や聴取のための部屋以外の子どもがゆったり時間を過ごすことのできるスペースがたくさん作られていること、このような点からも「子ども中心のアプローチ」であることが感じられた。印象深かったのは、ここに来た子どもが、次に来る子どものためのメッセージを書き込むことのできる部屋、壁があって「よくなるからがんばってね」などと自筆で書かれたメッセージが残されていたことだ。被害を検証し、証拠に残し、司法的な手続きに進むことは大切なことだが、ライトハウスは子どもがどのように力を取り戻していくのかについても同時に考えられて作られた空間だと感じた。

子どもが既存の司法プロセスに合わせて様々な場所に行き、応じるのではなく、司法プロセスが子どもに合わせて作られ、捜査機関や専門家が子どもの場所に赴くという発想の転換は、子どもの安全のためにも、そして子どもが被害者の場合に公平・公正で正義がまっとうされる司法プロセスであるためにも、重要だと考えられる。

以上